

鳥取県立青谷高等学校業務用放送設備更新業務仕様書

1 業務名等

(1) 業務名

鳥取県立青谷高等学校業務用放送設備更新業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務期間

契約締結日から令和6年12月27日まで

2 業務内容

(1) 業務用放送設備の更新

下表の業務用放送設備の更新を行う。

項目	対象機器	数量	設置場所等
更新	業務放送アンプ	1	特別教室棟2階 職員室
	業務放送システム	1	〃
	電力増幅ユニット	2	〃
	電源制御ユニット	1	〃
	非常電源ユニット	1	〃
	密閉型ニッケル・水素蓄電池	2	〃
	増設用出力制御ユニット	1	〃
	ブランクパネル	1	〃
	リモコンマイク	1	管理教室棟1階 放送室

※職員室内ラックとラック内Jアラート、時計、チャイムは既設再利用とする。

ア 機器仕様

下記の機器と同等以上の性能を有すること。

(ア) 業務放送アンプ（参考型式：Panasonic WU-R L 8 5）

・20局480W

(イ) 業務放送システム（参考型式：Panasonic WL-K 6 0 0）

(ウ) 電力増幅ユニット（参考型式：Panasonic WU-P D 1 2 2）

・120W×2

(エ) 電源制御ユニット（参考型式：Panasonic WU-L 6 2）

・38A

(オ) 非常電源ユニット（参考型式：Panasonic WP-5 7 0 B）

(カ) 密閉型ニッケル・水素蓄電池（参考型式：Panasonic WU-E B 7 0 0）

・7000nAH

(キ) 増設用出力制御ユニット（参考型式：Panasonic WU-E R 5 5 1）

・10回線

(ク) ブランクパネル

- (ケ) リモコンマイク（参考型式：Panasonic WR-210A）
 - ・ 10局用

(2) 設置仕様

(ア) 作業時期

更新作業は発注者と協議の上、その期間中に行うこと。

(イ) 仮設

作業に伴い必要となる仮設費用は受注者の負担とする。

(ウ) 機器設置

地震等による移動・転倒防止の措置を行うこと。

(エ) 試験

機器設置後に総合的な試験を行い、健全性を確認すること。

(オ) 操作説明

マニュアルを作成し、発注者の指定する者に対して機器の取扱説明を行うこと。

3 業務の実施

(1) 業務現場管理

ア 業務管理

受注者は、本業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行うものとする。

イ 業務条件

(ア) 本業務を行う日時は、事前に発注者の承諾を得るものとする。

(イ) 本業務に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、受注者の負担において既成にならい補修するものとする。

ウ 業務責任者

受注者は、業務責任者を定め発注者に通知するものとする。

また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

エ 作業者

(ア) 作業者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。

(イ) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業等を行うものとする。発注者から当該資格者証の提示を求められた場合は、速やかに提示するものとする。

(ウ) 作業者は、名札又は腕章を着けて本業務を行うものとする。

(2) 業務関係図書

ア 業務計画書

次の内容を記載した業務計画書を契約後2週間以内に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(ア) 業務概要

(イ) 業務管理体制

(ウ) 業務責任者（(1)ウによる）

(エ) 工程表

(オ) その他発注者が指示する内容

イ 作業計画書

次の内容を記載した作業計画書を、現地作業の1週間前までに提出し、発注者の承諾を得るものとする。

なお、アの業務計画書に含めて提出してもよい。

(ア) 機器承諾図

(イ) 施工の具体的な要領

(ウ) 現地試験

(エ) 安全管理

ウ 業務の記録

発注者と協議した結果について記録を整備し、発注者に提出するものとする。

(3) 廃棄物処理

本業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、積込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関連法令を遵守して、適切に処理するものとする。

(4) 業務の完了及び検査

ア 受注者は、本業務を完了したときは、その日から起算して14日以内に業務完了通知書を発注者に提出し、10日以内に発注者の検査を受けるものとする。

イ 発注者は、アの規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を口頭又は文書で受注者に通知するものとする。

ウ 受注者は、アの規定に基づく検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修正し、発注者の検査を受けるものとする。

エ イの規定は、ウの再検査の場合において準用する。

4 一般的事項

(1) 一般事項

ア 受注者の負担の範囲

(ア) 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の負担において履行すべきものとする。

(イ) 本業務に必要な材料、工具、計測機器、仮設資材等の機材は、全て受注者の負担とする。

(ウ) 本業務の実施に必要な施設の電気、水道等の使用に係る費用は、原則として全て受注者の負担とする。

(エ) 本業務に必要な試験及び検査に係る費用は、全て受注者の負担とする。

イ 疑義に対する協議等

(ア) 契約図書に定められた内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

(イ) (ア)の協議を行った結果、契約図書の訂正又は変更を行う場合は、受注者及び発注者が協議して定める。

ウ 提出書類の書式等

各種提出書類の書式は、別に定めがある場合を除き、発注者の指示によるものとする。

また、完成図書類については、紙文書と共に電子ファイルをCD-R等に保存して提出するものとする。

エ 関係法令等の遵守

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、本業務の円滑な遂行を図るものとする。

(2) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(3) 納入機器の保証期間

納入した機器の保証期間は、機器設置後の総合的な試験合格後から1年間とする。

ただし、製造メーカー標準の保証規約で1年間より長期の保証がある場合は、当該規約に従うものとする。

(4) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(5) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における納入物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用したりしてはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに(7)の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウまでの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

オ アからエの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(6) 個人情報の保護

ア 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

イ 受注者は、(7)の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

(7) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(8) 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(9) 委託料の支払

- ア 受注者は、3(4)の検査に合格し、発注者から通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- イ 発注者は、受注者から正当な請求書を受領した日から30日以内にその請求に係る委託料を受注者に支払うものとする。
- ウ 発注者が、正当な理由なくイに規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

(10) 違約金

受注者は、本業務について、1(2)に規定する業務期間内に完了できなかったときは、遅延日数に応じ、委託料の額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(11) 契約の解除

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- ア 特別の理由なくして受注者が本業務の始期を過ぎても契約を履行しないとき、又は履行の見込みが、明らかにないと認められるとき。
- イ 受注者の責めに帰すべき理由により、本業務を遂行する見込みがないとき。
- ウ 受注者がこの契約に違反し、その違反により、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- エ 受注者において、受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条

に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認めたとき。

オ 発注者の都合により、解約の要を生じたとき。

カ アからエまでの規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払うものとする。

キ オの規定により契約を解除する場合、発注者は契約解除の1月前までに文書により受注者に通知するものとする。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができるものとし、賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(12) 暴力団の排除

発注者は、受注者が次のア又はイのいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

ウ ア又はイの規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(13) 賠償の予定

受注者が(11)のエに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(14) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をも

って専属的合意管轄裁判所とする。

ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(15) その他

ア この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

イ 契約書の作成に当たり、本仕様書の一般事項を契約書に記載した場合は、当該事項を本仕様書から削除する場合がある。

ウ 本仕様書中の一般事項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該事項の趣旨を替えないで用語を変更するときがある。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。（定期的報告）

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

（監査）

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（死者情報の取扱い）

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。